

平成24(2012)年度  
一橋大学大学院国際・公共政策教育部(国際・公共政策大学院)  
専門職学位課程  
秋季社会人特別選考 第2次試験(小論文)問題  
〔公共法政プログラム〕

受験番号 \_\_\_\_\_

注意事項

- (1) 解答用紙には、氏名を書かないでください。
- (2) 問題用紙、解答用紙及び下書用紙は、試験室から持ち出さないでください。
- (3) 試験用紙には受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 受験票は机の上においてください。
- (5) 受験票と筆記用具以外のものは机の上に出さないでください。
- (6) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (7) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (8) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (9) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。

## 問 題

現下の内政の最重要課題である東日本大震災からの復興、その担い手について、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）では、その「1 基本的な考え方」において、次のように述べられています。

東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

このような国・県・市町村の役割分担の妥当性について、以下のような見解がある。

- (1) 東日本大震災のような未曾有の国難ともいえるべき事態への対処に当たっては、平常時とは異なる発想でもって、各行政主体間の守備範囲についても、思い切って見直すことが必要ではないか。
- (2) そもそも国・都道府県・市町村といった現行の3層構造の行政体制を前提にして、各行政主体間において役割を分担することにとどまるのではなく、震災復興に関する諸施策を一元的に担うブロック単位の組織を構想することが必要ではないか。そのことが将来の道州制（東北州）の導入にもつながるのではないか。

上記（1）（2）の見解に対するあなたの考えを交えながら、1,200字以内で論じなさい。